

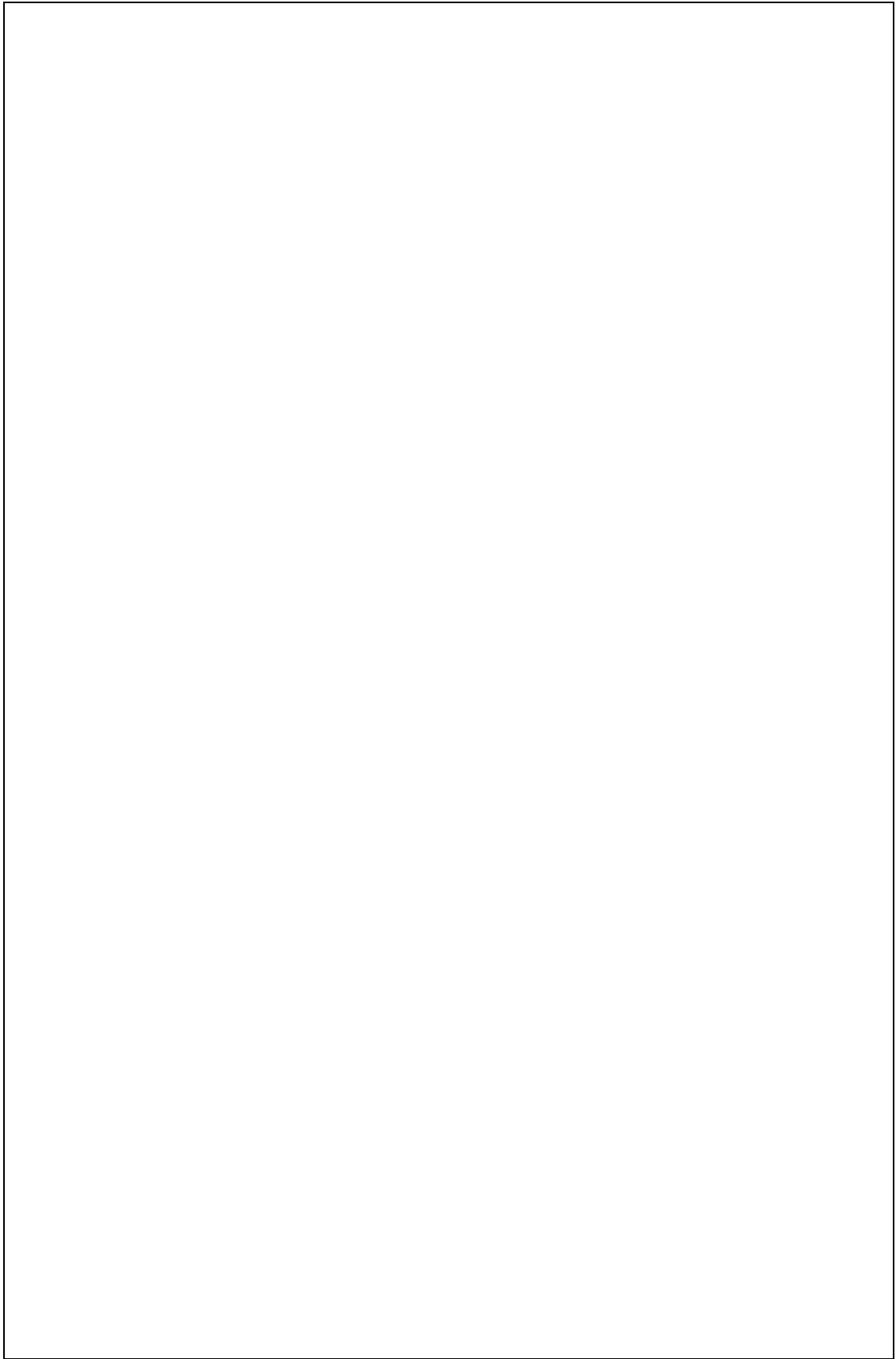
**令和7年度
訪問介護事業所
事業計画書**

自:令和7年4月1日

至:令和8年3月31日

1. 基本方針
2. 守秘義務の順守
3. 職員配置
4. 年間営業日と登録者数
5. 営業時間
6. 訪問介護事業
7. 受託事業
8. その他事業
9. 指定訪問介護員養成研修実習生の受け入れ
10. 各種研修会への参加
11. サービス利用にあたっての留意事項

**社会福祉法人
宜野座村社会福祉協議会**



1. 基本方針

事業所の訪問介護員等は、要介護者又は要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2. 守秘義務の順守

訪問介護職員は職務を通じて知りえた情報を、本人やご家族の同意なしに正当な理由なく他に漏らしてはなりません。

なお、守秘義務は退職などによって職場を離れた場合においても継続します。

3. 職員配置

宜野座村指定訪問介護事業所では、訪問介護サービスを提供する職員を下記のとおり配置する。

職 種	常 勤	非常勤
① 管理者(兼務) サービス提供 責任者	1名	
② サービス提供 責任者(兼務) 訪問介護員	1名	
③ 訪問介護員		6名
④ 通所兼訪問 介護員	1名	
合 計	3名	6名

4. 年間営業日と登録者数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
営業日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365

[利用者数]

(介護保険事業)

松田区	5 人	宜野座区	8 人	惣慶区	6 人
福山区	0 人	漢那区	5 人	城原区	0 人
金武町	2 人			合計	26 人

(日常生活支援総合事業)

松田区	5 人	宜野座区	2 人	惣慶区	1 人
福山区	1 人	漢那区	1 人	城原区	0 人
金武町	2 人			合計	12 人

(障害者総合支援事業)

松田区	5 人	宜野座区	2 人	惣慶区	2 人
福山区	0 人	漢那区	0 人	城原区	2 人
金武町	1 人			合計	12 人

(外出支援事業)

松田区	14 人	宜野座区	6 人	惣慶区	4 人
福山区	4 人	漢那区	3 人	城原区	2 人
				合計	33 人

(移動支援事業)

松田区	2 人	宜野座区	1 人	惣慶区	0 人
福山区	0 人	漢那区	1 人	城原区	0 人
				合計	4 人

(有償運送事業)

松田区	1 人	宜野座区	0 人	惣慶区	0 人
福山区	0 人	漢那区	0 人	城原区	0 人
				合計	1 人

(軽度生活支援事業)

松田区	0 人	宜野座区	0 人	惣慶区	0 人
福山区	0 人	漢那区	0 人	城原区	0 人

5. 営業時間

- 1)・年中無休に対応するために職員がローテーション方式で勤務する。
- 2)・早朝6時から夜間10時までを原則として派遣するが、緊急時や特別に派遣依頼に備えて24時間体制も考慮する。

6. 訪問介護事業

介護保険訪問介護（要介護1・2・3・4・5）

在宅で介護されている方々の排泄や清拭・食事等の介護・調理・洗濯・掃除等の家事や生活に関する介護をホームヘルパーが援助、または代行することにより、利用者とその家族の介護負担軽減を図る。

日常生活支援総合事業（要支援1・2）

軽度な日常生活の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にすると共に、要介護状態への進行を防止するために行う。

障害者総合支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業（居宅事業）
身体障害者の自立促進、生活の質の向上を図ることを目的とする。

7. 受託事業

（ア）外出支援事業

一般の交通機関を利用することが困難な者に対し、自宅から医療機関等へ外出する際の送迎サービスを提供することにより、要介護者等の心身の機能保持と在宅生活の支援を図るため、外出支援事業を実施する。

利用対象者：65歳以上の要介護者及び重度の身体障害者
（登録者33人）

（イ）移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者等に対して、外出のための支援を行う事により、地域における自立生活及び社会参加の促進を図る事を目的とする。（登録者4人）

（ウ）軽度生活援助事業

軽度な日常生活の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にすると共に、要介護状態への進行を防止するために行う。（登録者0人）

8、その他事業

自家用自動車有償運送事業

介護支援専門員が作成する介護サービス計画又は、市町村が行う介護給付費支給決定に基づき、訪問介護サービス等と連携して、または一体として行われる要介護者等の輸送を行い、心身の健康保持と在宅生活の支援を図るため実施する。

9. 指定訪問介護員養成研修実習生の受け入れ

実習生を受け入れ同行訪問し、高齢者介護、障害者介護を実践することにより、介護技術を習得し、介護技術を中心とする援助能力を高めてもらう。

10. 各種研修会への参加

基本的な知識及び技術援助の習得により、訪問介護の資質の向上を図り、より質の高いサービスを提供する為、研修の機会を確保する

常勤及び非常勤の全ての新人及び現任の従業者を対象とする訪問介護に関する研修・勉強会を実施する。

- 1) 接遇・プライバシー・ハラスメント防止研修
- 2) 認知症ケア勉強会
- 3) 訪問介護職員・身体介護研修会
- 4) 福祉サービス提供におけるリスクマネジメント研修会（年1回）
- 5) 福祉サービスに係る苦情解決セミナー（年1回程度）
- 6) 倫理及び法令遵守に関する勉強会
- 7) 虐待防止・身体拘束の排除の為の取り組みに関する研修会
- 8) サービスの情報に関する情報共有についての勉強会
- 9) 事故の発生予防又はその再発の防止に関する研修会
- 10) 事故の発生緊急時の対応に関する研修会
- 11) 感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する研修会
- 12) 訪問介護サービスに関する支援・勉強会
（訪問介護の質についての自己評価・サービス内容の検討等）
- 13) 個人情報保護に関する研修会
- 14) その他介護職員の資質の向上及び介護技術に関する研修会（随時）

11、サービス利用にあたっての留意事項

- 1 健康状態に異常がある場合は、その旨、従業者（職員）へお知らせ下さい。
- 2 管理者及び従業者による安全管理上の指示に従って下さい。
- 3 非常災害時は、避難方法等の指示に従う等ご協力下さい。
- 4 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上でご利用下さい。